

京都大学低温物質科学研究センター規程の全部を改正する規程

(平成十六年達示第五十五号)

京都大学低温物質科学研究センター規程(平成十四年達示第十一号)の全部を次のように改正する。

京都大学低温物質科学研究センター規程

(趣旨)

第一条 この規程は、京都大学低温物質科学研究センター(以下「低温物質科学研究センター」という。)の組織等に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第二条 低温物質科学研究センターは、低温物質科学に関する研究教育を行うとともに、寒剤の安定的供給を行うことを目的とする。

(センター長)

第三条 低温物質科学研究センターに、センター長を置く。

2 センター長は、京都大学の専任の教授をもって充てる。

3 センター長の任期は、二年とし、再任を妨げない。

4 センター長は、低温物質科学研究センターの所務を掌理する。

(協議員会)

第四条 低温物質科学研究センターに、その重要事項を審議するため、協議員会を置く。

2 協議員会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議員会が定める。

(運営委員会)

第五条 低温物質科学研究センターに、その運営に関する事項についてセンター長の諮問に応ずるため、運営委員会を置く。

2 運営委員会に関し必要な事項は、運営委員会が定める。

(研究部門及び部)

第六条 低温物質科学研究センターに、低温物質科学研究部門及び寒剤供給部を置く。

(事務組織)

第七条 低温物質科学研究センターに置く事務組織については、京都大学事務組織規程(平成十六年達示第六十号)の定めるところによる。

(内部組織)

第八条 この規程に定めるもののほか、低温物質科学研究センターの内部組織については、センター長が定める。

附 則

1 この規程は、平成十六年四月一日から施行する。

2 次に掲げる規程は、廃止する。

- 一 京都大学低温物質科学研究センター協議委員会規程（平成十四年達示第十二号）
- 二 京都大学低温物質科学研究センター運営委員会規程（平成十四年達示第十三号）
- 三 京都大学低温物質科学研究センター長候補者選考規程（平成十四年達示第十四号）